

4 VOC基準適合製品自主管理規定運用のための解説（第3版）

（本資料は4 VOC基準適合製品自主管理規定を円滑に運用するためのものであり、随時加筆修正します。）

平成22年1月21日

日本接着剤工業会

第2登録審査委員会

1. 製品が4 VOC基準適合製品として申請できるかどうかは、別紙J A I A 4 VOC含有量管理値及びフローチャートで予め確認する。尚、管理値は工業会での検証結果により、安全サイドでの管理にすべきとの判断になった場合には、厳しい側に変更する場合がありますので留意する。

2. 製品登録申請は、4 VOC基準適合製品登録申請書（VOC様式-1）、製品リスト（VOC様式-2）、登録製品品質管理チェック表（VOC様式-6）を日本接着剤工業会に提出するとともに、製品リスト（VOC様式-2）の電子データファイル（エクセル）をメール送信して行う。

3. 登録申請書に記載する代表者とは、会社の代表者又は接着剤事業の責任者である。

4. 登録申請書に記載する「3. 連絡先」の項には、4 VOC基準適合製品登録申請の実務責任者とし必要事項を記入する。実務責任者とは、登録申請書の提出から審査結果（登録書確認書）の受領及び登録費用納入までの責任者である。同時に登録審査委員会等からの電話等による問い合わせに対し直接対応できる人であることが望ましい。

5. 製品リスト作成に当たっては、4 VOC基準適合製品のみとし、通常審査対象として登録申請を受け付ける接着剤の種類は、第6条に規定された15種であり、規定された表現通りの種類名を記載する。

15種以外の接着剤の種類について申請された場合には、VOC委員会で検討し、役員会で承認する。

製品リストは4 VOC基準適合製品確認方法毎に分けて作成する。

6. 登録製品品質管理チェック表は、4 VOC基準適合製品確認方法が異なる^注製品を同時に申請する場合は、確認方法毎に作成し、確認方法毎に分けた製品リストに各々添付する。

注) 確認方法が異なるとは、必須項目の5)～9)について回答が異なる（はい、いいえが違う）場合をいう。

7. 申請は、内容物が同じであっても製品名が異なるごとに1件とする。但し、製品名のうち色、容量及び包装形態の違いは全体で1件でよい。

また、製品名が同じであっても製品名の欄に夏場用、冬場用等の記載がある場合には、各々別件とする。（製品名の欄以外のロット表示等で夏場用、冬場用等が記載される場合は1件でよい）

同一登録番号を使用する包装形態が異なるものがある場合には、申請時にこれを届けておくこと。

例) 製品名 (カートリッジ)
製品名F (フィルムパック)
製品名A (アルミパック)
⇒ 製品名/F/Aで登録可

8. 二液形製品の申請は、製品名を下記のように記載する。

〇〇主剤/硬化剤、〇〇主剤/架橋剤、〇〇A/B等と記載する。また、各々単独申請でもよい。

9. 審査について

①審査に先立ち、申請書の記載及び書類が適正か否かを確認する。

審査の方法は、申請書類及び添付資料により行う。

また、必要に応じて、規定第11条により、追加の書類を要求する場合がある。

規定第5条の含有量管理基準でエチレン酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンの含有有無等により複数の

基準が存在する場合、どの管理基準に基づき管理しているかについて、必ずしも個々の製品について申請時には開示する必要はないが、規定第16条の顧客からの苦情があった場合等に開示を求めることがある。
②必要に応じて4VOC放散量データを要求する場合がある。

10. 審査結果は、登録番号 [J A I A - 4 0 0 0 0 1 ~] を決定し、審査日から一ヶ月以内に登録確認書 (VOC様式-3) を申請者に送付して通知する。
尚、登録確認されたものは、審査日の翌日に申請者にFAXで速報を流す。
11. 登録申請費用は請求書が登録確認書と同時に申請者に送付されるので、請求書受領から1ヶ月以内に、日本接着剤工業会指定口座に振り込まれるよう、申請者が責任を持って処理する。
登録確認書送付から長期間経過しても振込みが確認されない場合、申請が取り消される場合があるので注意する。
12. 4VOC基準適合製品登録番号の公開は、登録確認書の4項目即ち、登録番号 [J A I A - 4 0 0 0 0 1 ~]、製品の会社名、種類、製品名をセットで日本接着剤工業会のホームページに表示する。
13. 4VOC基準適合製品の変更、取消し等の変更は、4VOC基準適合製品登録 [変更・取消] 届書 (VOC様式-5) で行う。
14. 登録マークの表示は、登録マーク表示モデル (VOC様式-4) に準じて行う。
15. 在庫品の取り扱い
 - (1) 第1回登録承認製品のみ、在庫品の経過措置を認める。
 - ①平成20年2月20日製造分からJ A I A 4VOC基準適合表示を認める。
 - ②但し表示製品の出荷は、平成20年3月21日メーカー出荷分からとする。
 - ③市中在庫 (代理店・販売店在庫) については、平成20年3月21日以降であれば、平成20年2月20日以降製造のロットのみJ A I A 4VOC基準適合の表示及びJ A I A 4VOC基準適合の文言を使用した証明書の発行を認める。
 - ④平成20年2月19日以前製造のロットについては、各社の判断に委ねるが、表示及び証明書において日本接着剤工業会及びJ A I Aの文言を使用することは認めない。
 - (2) 第2回以降の登録承認製品については、J A I A 4VOC基準適合表示は、登録承認日以降製造された製品ロットに限る。
16. 自主管理登録製品 (J A I A 4VOC基準適合表示製品) の品質に疑いがあるとの苦情に対しては、基本的に申請者と顧客の問題である。
17. 規定第17条の市販登録品試買検査は、恣意的に実施するものではなく、実施する場合には事前に申請者に連絡をする。
18. 規定第7条の1及び規定第17条の指定機関は株式会社三菱化学アナリティックとする。

(附則)

初回制定 平成20年1月30日

改正 平成21年9月17日 接着剤の種類追加があり、5項を14種から15種に変更

改正 平成22年1月21日 規定第11条の追加書類に4VOC放散量データもあり得ることを明確化
4VOC含有量試験データ測定のための指定機関を定める

以上

改正履歴書

規定類名称	4 VOC基準適合製品自主管理規定のための解説
<p><平成21年9月17日改正></p> <p>ホルムアルデヒド樹脂系接着剤について、4 VOC登録依頼があり検証したところ、接着剤中の4 VOC含有量と小形チャンバー法による放散速度には相関があり、含有量を管理することで4 VOC放散基準値を満足することが確認できた。</p> <p>そこで、2009年9月8日のVOC委員会、9月17日の役員会の承認を受け、今回規定に盛り込むこととなった。</p> <p>対象とするのは、JIS K6807 で分類される①ユリア樹脂系、②メラミン・ユリア共縮合樹脂系、③フェノール樹脂系、④レゾルシノール樹脂系の4種類に加え⑤メラミン・フェノール共縮合樹脂系、⑥メラミン樹脂系の計6種類のホルムアルデヒド樹脂系接着剤及びこれらに使用される硬化剤とする。</p> <p><平成22年1月21日改正></p> <p>日本接着剤工業会の非会員、外国会社がJ A I A 4 VOC基準適合の表示を行うことができるように、申請者の資格に非会員、外国会社を追加した。</p> <p>2010年1月13日のVOC委員会、1月21日の役員会の承認を受け、今回規定に盛り込むこととなった。</p> <p>9項 追加 項目名追加 審査について 項目枝番号追加 ①② ②必要に応じて4 VOC放散量データを要求する場合がある。</p> <p>18項 追加 規定第7条の1及び規定第17条の指定機関は株式会社三菱化学アナリテックとする。</p>	

JAIA 4VOC基準適合審査申請フロー

日本接着剤工業会

■ JAIA 4VOC基準適合の管理値

物質	厚労省ガイドライン $\mu\text{g}/\text{m}^3$		放散速度基準値 $\mu\text{g}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$	JAIA 4VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	260	→	38	0.1未満	ただし エポキシ酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンを含有する接着剤は 0.05重量%未満
キシレン	870		120	0.1未満	
エチルベンゼン	3,800		550	0.1未満	
ステレン	220		32	0.015未満	

■ JAIA 4VOC基準適合登録申請のフローチャート

